核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、
原子力の平和的利用の分野において両国間の協力を促進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「認められた者」とは、日本国については日本国の管轄内にある個人又は団体及びヨルダン・ハシェミット王国についてはヨルダン・ハシェミット王国の管轄内にある個人又は団体であって、それぞれの政府により、この協定の下での協力（核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b)　「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i)　原料物質とは、次の物質をいう。
ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
他の物質であって両締約国政府により合意される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
両締約国政府により合意されるその他の物質

(ii)　特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。
プルトニウム
ウラン二三三
同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン
前記の物質の一又は二以上を含有する物質
両締約国政府により合意されるその他の物質
特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c)　「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書Ａのａ部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d)　「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書Ａのｂ部に掲げるものをいう。

(e)　「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f)　(e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g)　(e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h)　(e)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i)　「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(j)　「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i)　この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii)　この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii)　この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

(k)　「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

1　この協定の下での協力であって、両国における原子力の平和的非爆発目的利用の促進のためのものは、次の方法により行うことができる。

(a)　専門家及び研修生を交換すること。

(b)　両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、公開の情報（原子力の安全に関するものを含む。）を交換すること。

(c)　供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。

(d)　この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

(e)　両締約国政府により合意されるその他の方法

2　1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

(a)　ウラン資源の探鉱及び採掘

(b)　軽水炉の設計、建設及び運転

(c)　放射性廃棄物の処理及び処分

(d)　放射線防護及び環境監視

(e)　放射性同位元素及び放射線の研究及び応用

(f)　両締約国政府により合意されるその他の分野

(g)　1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

(a)　日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

(b)　ヨルダン・ハシェミット王国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、ヨルダン・ハシェミット王国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。ヨルダン・ハシェミット王国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

1　この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行う。

2　この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。